● 11月1日~11月30日

「オレンタルボン・児童虐傷防止強進キャンペーン」

● 11月12日~11月25日

「女性に対する暴力をなくす運動」

・ 児童虐待のほとんどは、家庭という密室の中で起こっており、ときには「しつけ」と称して暴力が振るわれることも。

子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気付き、救いの手を差し伸べる必要があります。

- ・ また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売春、人身取引、 デートDV、セクシャルハラスメント、痴漢、AV出演被害、インターネット上の性 的な暴力等、暴力は性別に関わらず重大な人権侵害であり、決して許すことのできな い行為です。
- 一人で悩まず、まずは相談しましょう。
- * 警察庁性犯罪被害相談電話 #8103
- * 警察相談専用電話 #9110
- * ストーカー・DV相談電話 078-371-7830

- * 児童相談所虐待対応ダイヤル #189
- * 内閣府DV相談ナビ #8008
- * DV相談プラス 0120-279-889